危険予防の方法（記載例）

１　消費場所から半径　　　ｍ以内は立入禁止とし、要所にはロープを張ったうえ見張人を配置し、観客の侵入防止を図る。

２　火災発生の防止を図るため散水作業を行うとともに、消費場所には、消火用水（水バケツ・消火器・水消火器・可搬式ポンプ）を用意する。

３　関係機関（警察・消防）と協議のうえ、連絡体制を確立し、安全の確保に努める。

４　関係者以外の者が立入禁止区域内に侵入した場合等、危険が予想されるときは、消費を一時中止する。

５　風向きと強風については、特に注意し、危険が予想される場合（最大瞬間風速10ｍ以上・10分間平均風速８ｍ以上）は、消費を中止する。

６　事故発生に備えて、救護班を待機させ、救護体制を整える。

７　黒玉については、煙火消費終了後現場を確認し、翌朝詳細に調査を行う。

　（注）

・保安距離内に下草等の燃焼のおそれのあるものが存する場合は、できる限り伐採するよ

う指導すること。なお、火の粉が落下しても延焼しない程度に刈り取らせること

・保安距離内に燃焼のおそれのあるものが存する場合は、事前に十分な散水を指導するとともに、高木や伐採後の草の塊など事前散水が有効でない場所にあっては、不燃シート又は防炎シートで覆う等の対策を指導すること

・十分な散水とは草木などの場合は水滴がしたたる程度、芝生などの場合は水が滲む程度とし、火の粉による火災の発生を防ぐことが目的である。